

日本橋室町江戸桜通り地下歩道および福德の森
施設利用時の注意事項について

Ver. 20180109

1. 禁止事項

- (1) 誘導スタッフ無配置の点字ブロックを横断するレイアウト
- (2) 聴覚障害者用案内音声を妨げるような音出し
- (3) 既存で設置されているサインが隠れるような装飾や什器等の設置
- (4) 強風や突風の発生が予想される場合において、テント、大型装飾、大型什器、のぼり、パラソル、サイン類等、強風による危険が考えられる物を設置すること

2. 注意事項

- (1) 建物や敷地の造作物等の破損・汚損防止のため、設営作業前に十分な養生をすること
- (2) 設営作業エリアに第三者等が立ち入らないよう十分な注意と安全確保を行なうこと
- (3) 設営作業実施時には必要に応じて警備員もしくは建物管理者の立ち会いを行うこと
- (4) テント、大型装飾、大型什器、のぼり、パラソル、サイン類等、強風等による影響が考えられるもの設置はチェーン・紐・固定金具等で強固に固定する等の十分な安全措置を講じること。十分な安全措置を講じた場合でも強風・突風予想時は一時的に撤収すること。また、屋外に設置の固定状況を定期的に確認すること
- (5) 屋外に設置する偽木、イルミネーション、装飾塔、大型什器等については行政協議や建築基準法に基づく確認申請が必要な場合があるため、必要性有無を事前に確認すること
- (6) 荒天時、非常時のイベント中止ガイドラインを事前に定め建物管理者に提出すること
- (7) 電源利用時は、電気使用用途、電気容量および電気配線方法等の必要事項を建物管理者へ事前申請のうえ承認を得ること（電気主任技術者の内容確認が必要）
- (8) 屋外のイルミネーション等の電飾設備は、防雨防水対策使用品とし、水を張った容器に沈めた状態で絶縁抵抗測定を実施のうえ使用開始すること。また設置後も1か月に1回、電飾設備の雨がかり部分に水をかけ絶縁抵抗測定を実施すること（水をかけられない場合は雨天時に測定実施する）
- (9) 電気配線等の施工にあたっては以下注意すること
- (10) ア. 電気配線等の工事は電気工事士などの有資格者により施工すること
イ. 漏電ブレーカーを使用すること
ウ. 屋外で電気配線の接続部は防雨対策を施すこと
エ. ブレーカー、タイマーおよびコントローラー等はプルボックス等に収納すること
- (11) 電気、通信配線等の配線類の通行動線上への敷設は原則不可とする。
やむをえず通行動線上に敷設する場合は十分な注意と安全対策のうえ可能な限り段差等つまづきが発生しないよう養生を行ない、警備員等の誘導員にて足元の注意喚起をすること
- (12) 電源利用時は、漏電保護機能付開閉器又は漏電保護機能付きコンセントを使用すること
- (13) 電源コードリールはコード巻き取り時の使用可能定格と全引き出し時の使用可能定格が異なるため、使用する設備の電気容量を十分注意のうえ使用すること
- (14) 屋外で使用する電気設備は絶縁抵抗測定を実施のうえ使用すること
- (15) コンセント使用時は、タコ足配線等による定格容量以上の使用とならないよう十分に注意すること

3. その他事項

- (1) 管理体制表の提出をすること（平時、有事の際の指揮命令系統、責任体制を明確にすること）
- (2) 以下事項については事前に十分に建物管理者と協議のこと
ア. 食品の取り扱いがある場合
イ. 音出しがある場合
ウ. ガス機器の取り扱いがある場合
エ. 危険物の取り扱いがある場合（発電機設備持込等）
オ. 発電機の設置位置（排気、熱、音、振動等）
- (3) 適切な賠償責任保険に加入すること

一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント 御中

上記事項を理解し厳守のうえ施設を利用いたします。

平成 年 月 日

〇〇イベント株式会社 〇〇 〇〇

印